

家庭用品に含まれる有害物質の検査について

家庭用品とは

私たちが日常使用する様々な生活用品のことで、衣料品や住宅用洗剤、家庭用接着剤、消臭スプレーなどがあります。ただし、薬や化粧品、食品、食器類など他の法律で安全対策がとられているものは除きます。



乳幼児の衣類

家庭用品による健康被害への対策

家庭用品には、品質向上などの用途に応じて、様々な化学物質が使用されており、場合によっては健康被害を引き起こす恐れがあります。

例えばホルムアルデヒドは、衣類の防しわ剤として用いられますが、皮膚に接触すると、かゆみや発疹を伴うアレルギー症状を引き起こすことがあります。特に乳幼児の肌は敏感なため、乳幼児用の下着などは十分注意が必要です。

そこで、家庭用品に含有される物質により健康被害が生じないよう「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、それらに含まれる有害な化学物質（21物質）について、含有量等の安全基準を定めています。

有害物質の例	主な用途
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤（防しわ剤・防縮剤）
有機水銀化合物	防菌・防かび剤
メタノール	溶剤

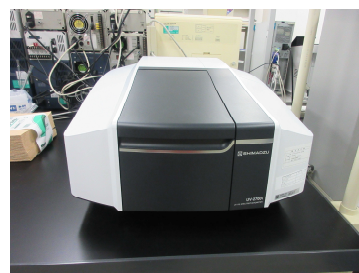
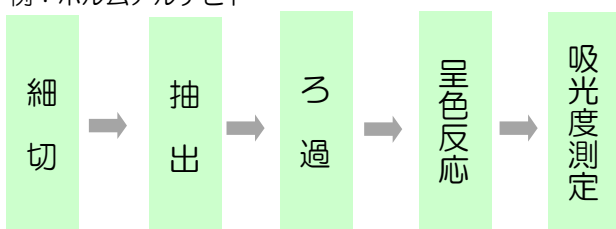
当センターでの取組み

県内で販売されている家庭用品が、安全基準に適合しているか定期的に検査を行っています。例えば乳幼児用の下着に含まれるホルムアルデヒドは、下図（＜検査の流れ＞）のように前処理を行い、紫外可視分光光度計を用いて吸光度を測定し定量します。他にも、住居用消臭剤などの家庭用エアゾル中のメタノールを、ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて定量します。

検査方法は、国で定められていますが、試験の効率化や安全な試薬の使用、分析精度の向上などの目的で適宜、改正されており、適切に対応していくことも重要です。県民の皆様が安心して家庭用品を使用できるよう、引き続き検査に取り組んで参ります。

＜検査の流れ＞

例：ホルムアルデヒド



紫外可視分光光度計